



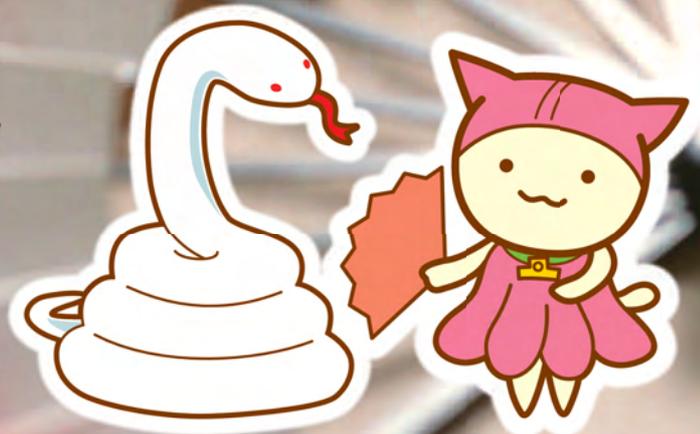
とよさと

賀

正

CONTENTS

- P2~5 税だより
- P6~9 地域整備課/クリーン通信/定住自立圏
- P10~13 こんにちは保健師です/子育て支援
- P14~17 とよさとNEWS/まちの話題
- P18~20 住民生活課/国民年金/消防だより
- P21~23 お知らせ/とよさとカレンダー



さとねちゃん



平成24年度

中学生の「税についての作文」を紹介します。

豊郷町長賞

安居 咲稀さん

(写真右から3人目)

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が主催する、中学生の「税についての作文」の入賞作品の発表があり、
の2名の方が受賞されました。

「税について考えたこと」

私は正直、あまり「税」について考えたことがありませんでした。税といえば商品を買ったときについてくる「消費税」しか思い浮かばなかったです。そこで、私は「税」について調べてみました。

まず「税」がなぜ必要なのか、ということについてです。国や都道府県、市町村では、私たちが健康な生活を送るために公共サービスや公共施設を提供しています。主な例を挙げると、私たちが通う学校や、病院、交番、市役所などです。しかしこのような「公共サービス」や「公共施設」を提供するためには多くの費用が必要になります。その費用を国民である私たちが出し合って負担しているのが「税金」です。では、もしも「税金」がなかったらどうなるのでしょうか？医療費がすべて自己負担になったり、交番が有料になるかもしれません。このように「税金」がなかったら、公共サービスを受けるのにすべての費用を自分たちで負担しなければいけなくなってしまうことになり、国民が豊かで安心して暮らせるために「税金」

があることについて。

みなさんは初めて学校で教科書をもたらったとき、「この教科書は、みんなのお父さんやお母さんが一生懸命お仕事をしてもらったお金から作られているので大切に使いましょう。」と先生から言われたことはありませんか？私たちが使っている教科書にも税金が使われているのです。私の通っている中学校では去年の夏、全クラスにプロジェクターが設置されました。このプロジェクターを使って、映像をスクリーンに映したりしながら授業することもあります。黒板では、説明しにくいこともプロジェクターを使えば、とてもわかりやすくなって、みんなの勉強の役に立っています。それだけではありません。私たちの中学校には、全クラスに「クーラー」が設置されています。これは、私たちの中学校が線路に近く、通過する新幹線や電車の音などの関係で暑くても窓が開けられない私たちのために設置されました。このクーラーが設置されているおかげで集中力が続き、とても快適な空間で勉強させてもらっ

ています。

このように私たちはとても恵まれて生活を送っていると思います。なぜこんなにも私たちのために税金を使ってくれているのかと考えていたときに思い出したことがあります。それは私たちの使う教科書すべてに「この教科書は、これからの日本を担うみなさんへの期待をこめ、国民の税金によって無償で支給されています。」というメッセージが込められていたことです。私は、このことを見つけたとき「私たちは期待されているんだ。」と思いました。では私たちは期待に応えなくてはなりません。私たちが普通に送っている生活が当たり前だと思わないでください。たくさんの方のおかげで幸せな生活が送れているということを忘れないでほしいと思います。





彦愛犬地区商工会連絡協議会納税貯蓄組合会長賞



岸田一也さん
(写真右から2人目)

「日本のための税」

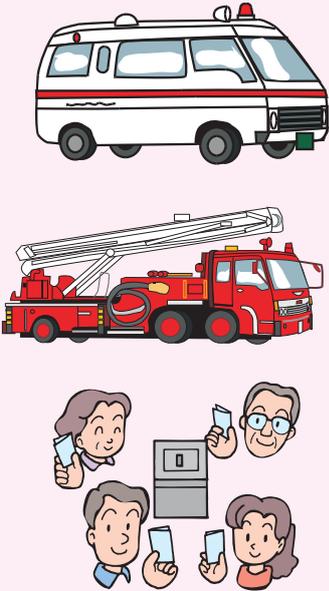
いろいろなところでよく、「税金の無駄遣い」という言葉を耳にします。たとえばどんなことが無駄遣いなのか。そんなことを考えているとき、社会の公民の税についての授業をうけていて、前にニュースで見た、選挙についてのことを思い出しました。最近の20代や、30代の若い人たちは、選挙について、「投票に行くのは、個人の自由」との考えを持っている人が非常に多く、その考えが投票率の低下につながっているとのことでした。

選挙には、税との深いかわりがあります。投票や選挙活動を行うためには、お金が必要です。その内訳は、ポスター代、投票所の運営代、選挙カーの使用代、投票用紙代などさまざまで、多額の税金が必要となります。これらは選挙には、なくてはならないものばかりで、選挙を支えているのは、主に税金である、ということがわかります。多額の税金がかかっている選挙に参加しない、ということは、「税金の無駄遣い」だと僕は思います。税があつてこそその選挙、その選挙は国を動かす国民の代表者を決めるものです。このことから、

税は実質、日本の国家を支えるために、必要不可欠なものであると僕は思います。

また、税金は、選挙だけではなく、たくさんの人たちを助けるための役にもたっています。それは主に、救急車や、消防車や、警察などです。もし、火事や、事故がおきて、ケガをしても、税金がなければ助けてもらえないのです。

二十一年の三月十一日、東北で大きな震災がありました。この震災で津波もおき、東北は、大きな被害を受けました。今も東北には、多くのがれきが残っています。一刻も早く、元気のある日本に戻すために、税金は使つべきだと思います。そのために、税金はなんのためにあるのかをよく考えて生きていきたいです。





申告相談および申告書の受付は、

**2月18日(月)から
3月15日(金)までです。**

申告会場 ■ 豊郷町税務課
時 間 ■ 平日8時30分から17時15分
までにお越しくください。

◎3月3日(日)のみ休日受付を実施します。

確定申告お忘れなく！



所得税・町県民税の申告期間が間近になりました。

確定申告が必要な人

- ① 農業や営業等を営んでいる人
- ② 2か所以上から給与の支払いを受けている人や、給与所得以外に20万円を超える所得のある人
- ③ 給与の年間収入額が2000万円を超える人
- ④ 土地や建物などの資産を売った人
- ⑤ 地代、家賃、利子、配当、山林所得などがある人
- ⑥ 給与と所得者が、年末調整で配偶者控除や扶養控除を受けたが、配偶者や扶養者が**38万円を超える所得がある人**
- ⑦ 平成24年中の各所得の合計額が、各控除の合計額を超える人
- ⑧ 確定申告をすれば税金が戻る人

(年末調整など、すでに所得税を納められた人で、控除額等に変更のあった人などです。) ※申告期限までに申告をしなかったり、誤った申告をすると、加算税や延滞税がかかることがあります。

※所得税の納付期限は、**3月15日(金)**です。

確定申告が必要でない人でも、住民税(町県民税)の所得申告は必要です

平成24年中の所得(収入)の多少にかかわらず申告をしてください。また、所得がない人も申告をしてください。

※申告がない場合は、所得証明書等が交付されません。また、国民健康保険税の軽減対象であっても軽減を受けられませんので必ず申告してください。

申告には、次のものがが必要です

① 給与や年金所得者は、源泉徴収票が必要です。それ以外の人は、収支明細(内訳)書や雇用主からの支払い証明書などが必要です。

② 生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料の平成24年中の支払証明書など(領収書はためです)。

社会保険庁が発行する「**国民年金保険料控除証明書**」の添付が必要です。

③ 印鑑(振替納税をされる人は、その金融機関への届出印と口座番号が必要です)。

④ 還付を受けられる人で、金融機関への振込を希望される場合は、本人名義の通帳番号等が必要です。

申告納税相談を、次の日程で行います

月/日	対象字	場所	時間
2/18(月)	石畑・八目・日栄	役場別館3階会議室	9時~18時
2/19(火)	下枝・上枝・杉		
2/20(水)	四十九院		
2/21(木)	高野瀬・沢		
2/22(金)	三ツ池・大町		
2/25(月)	安食西・安食南		
2/26(火)	吉田		
2/27(水)	雨降野		
2/28(木)	八町	役場税務課	9時~15時
3/3(日)	全字対象		



※所得申告は、国民健康保険税の算定や各種福祉施策などの大切な資料となります。

どんなときに所得税が軽減されるの？

マイホームを持ったとき

住宅借入金等特別控除



金融機関から融資を受けて居住用住宅を新築または改築したときなどは、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

請負契約書、登記簿謄本、年末残高証明書、住民票、源泉徴収票などが必要です。
(初めての人は、彦根税務署で申告してください。)

医療費を支払ったとき

医療費控除



平成24年中に多額の医療費を支払ったときは、確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。

ただし、医療費の領収書が必要ですが、おむつ代は、別に医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要なものもありますのでご注意ください。

なお、診断書等の文書代は対象となりません。また、介護保険制度下での医療費控除については、施設または支援事業者の発行した領収書が必要です。

医療費控除額の計算方法

$$\text{平成24年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{10万円または所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

※源泉徴収されている人で上記等の控除をうける場合、確定申告することによって所得税の還付を受けることができます。必ず、印鑑と本人名義の金融機関の通帳をご持参ください。

医療を受けた人の病院・薬局などの所在地・名称ごとに領収書を手分けし、支払った医療費を申告納税相談まで取りまとめておくと申告書をスムーズに作成することができます。

彦根税務署では、確定申告期間中（2月18日(月)～3月15日(金)）の申告指導は、今年も税務署で行わず、彦根商工会議所4階大会議室（Aホール）で実施されます。また、申告会場では、「自書申告」による集合指導を引き続き実施されます。

申告書は、前年の控えや確定申告の手引きを参考に、自分で作成していただくことになっています。

● 場所・時間 彦根商工会議所4階
大会議室（Aホール）

● 持ち物 印鑑・電卓・筆記用具

● ※駐車スペースに限りがありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

農業所得収支計算および医療費控除の相談会

農業所得の収支計算や医療費控除について、わからないという人のために今年も相談会を開催します。

- 日 時 1月26日(土) 9時～15時
- 場 所 豊郷町税務課
- 持参品 領収書等の必要書類

都合が悪くどうしても相談会に行けない人は、申告納税相談の始まる2月18日までに豊郷町税務課にて収支計算等の相談を受けてください。



舗装工事に伴う県道並びに町道の通行制限について

いたんだ中山道の舗装を新しくする工事を実施します。下記のとおり、旧中山道を中心にした場所です。町民のみなさまには大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

- 工事期間 1月中旬から2月末日ごろまで
- 工事場所 四十九院～高野瀬(東の交差点)までの旧中山道(下記図面参照)
- 工事時間 朝9時から午後5時まで
- 工事箇所 看板等により現場にて表示いたします。
- 通行制限の内容 **通行止もしくは片側通行**



施工区間	施工日程
通行止区間①	1月21日～1月26日頃(予備日2日間)
通行止区間②	1月28日～2月2日頃(予備日2日間)
片側交互通行区間①	2月4日～2月20日頃(予備日4日間)
通行止区間③	2月21日～2月27日頃(予備日2日間)
片側交互通行区間②	2月28日～3月6日頃(予備日2日間)

※高野瀬東交差点～四十九院交差点の間は、4t車以上通行止めとなりますので、迂回して頂きますようお願い致します。

※上記の施工期間以外で、区画線工等の作業を片側交互通行にて行う予定をしています。

ご不便とご迷惑をおかけすることとは存じますが、宜しくお願い申し上げます。

問い合わせ先 地域整備課 上下水道係 ☎35-8123



し尿収集カレンダー (2月分)

日	午前	午後
4日(月)	安食西①②	安食西①②
7日(木)	安食南①・高野瀬②	安食南①・高野瀬②
12日(火)	石畑①・沢①③・下枝①②③	石畑①・沢①③・下枝①②③
14日(木)	雨降野①・吉田①	不定期
18日(月)	三ツ池①②③	三ツ池①②③
21日(木)	上枝②・杉②・八町①・日栄①②	上枝②・杉②・八町①・日栄①②
25日(月)	安食南②・四十九院①③	安食南②・四十九院①③
28日(木)	大町①③・高野瀬③	不定期

※字名の後にある○印の数字は、お申し込みいただいた収集回数を表しています。

①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回での収集申し込みを表します。

(例)「安食西①」の場合は、1ヶ月に1回収集で申し込んでいただいている安食西のお宅の収集日です。

なお、今月の収集予定表に記載のない字については、翌月以降の収集となります。

※不定期でお申し込みの方は、原則として「不定期日」での収集となります。

※1ヶ月に2回のお宅については、原則1回目をご自分の字の月1回収集日(①)に行い、2回目を1回目から15日後(2~3日は前後します)に収集します。

問い合わせ 湖東広域衛生管理組合 (☎ 35-4098)

クリーンライフ湖東有限責任事業組合 (☎ 35-5205)

「人権なんでも相談所」のご案内

豊郷町では、毎月1回隣保館・相談室において、人権擁護委員による「人権なんでも相談所」を開設しています。ここで受けした内容は徹底して守られますので、安心して「人権なんでも相談所」をご活用ください。

1月の相談日です(13:30~15:30)

月日	曜日	担当委員	場所
1月25日	金	人権擁護委員 2名	豊郷町隣保館(相談室)

問い合わせ 住民生活課 ☎35-8115

また、大津地方法務局彦根支局においては、毎週火・水・木曜日、管内の人権擁護委員が常駐していますので、お気軽にご相談ください。

尚、詳しいことについては、大津地方法務局彦根支局総務係 ☎22-0242までお問い合わせください。

行政サービスについての相談は、行政相談委員さんへ

1月の相談日は22日(火) 13時~15時30分

場 所 豊郷町役場別館3階会議室



※1月17日(木)はアルプラザ彦根6階 大学サテライト・プラザ彦根にて、「行政なんでも相談所」が開設されます。

時 間 13時~15時30分 **相 談 員** 行政相談委員 上田祐男さん

行政相談員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣が民間有権者に委嘱した方であり、ご相談は無料・予約不要・秘密厳守です。みなさんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情など相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

問い合わせ 総務企画課 ☎35-8112



湖東定住自立圏（豊郷町と彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町との広域連携）の具体的な取り組み

「湖東三山スマートインターチェンジ」アクセス道路の整備促進

スマートインターチェンジは、サービスエリアなどから高速道路の本線に接続できるように設置されるインターチェンジ（以下IC）で、ETCを搭載した車両に限って通行を可能としているICです。

湖東三山スマートICは、名神高速道路彦根ICと八日市ICのほぼ中間地点に位置する秦荘パーキングを利用し設置されます。

現在、平成25年度の供用開始を目指し、着々と工事が進められています。

これまでの取組状況

湖東三山スマートICへの接続は、名神高速道路と並行する国道307号のみです。

そのため、国道8号から誘導できるルートについて、平成22年度から滋賀県と各市町で協議検討を積み重ね、今年度、豊郷町と愛荘町を中心としたルートを決めました。スマートICに誘導できる道



▶湖東三山スマートICランプ橋の架設工事

バイクコロージの促進

バイクコロージとは、バイク（自転車）とエココロージ（生態学）の合成語です。

これは、さまざまな利点を持つ自転車を活用することや、自転車を安全で快適に利用できる環境づくりを進めることで、自然豊かで人間味あふれる社会の構築を図ることを目的としています。

自転車を利用することで、大気汚染などの公害を阻止しようとするアメリカの市民運動からはじまりました。

これまでの取組状況

●バイクコロージ推進イベントの状況

環境にやさしい自転車の普及と湖東地域の魅力を体感していただくため、クイズを取り入れたラリー形式のサイクリングツアーを開催しました。

サイクリングツアークイズ（一例）



▲Q・旧豊郷小学校正門の向かいにある、中山道の郷の碑 A・やりこ

サイクリングツアー

▼第1回目 彦根市〜多賀町 行程18 km



▶緑っぱいの芦川沿いを走り、多賀大社を参拝するコース

▼2回目 愛荘町〜豊郷町 行程35 km



▶金剛輪寺周辺を巡るコース。距離が長く、坂道が多い、ちょっと大変なコースでしたが、充実感は最高！

●サイン調査

これまでの圏域全体の自転車による移動網（ネットワーク）は、主に観光名所を軸に形成していましたが、今回は、通勤、通学、買い物など日常生活に視点を置きました。

各市町それぞれの地域で、自転車による移動エリア（近江鉄道沿線、中山道沿線、JR沿線など）を設定した後、自転車が行きやすい歩道や、路面表示などが整備されているかどうかの調査（サイン調査）を行い、調査結果に基づき整備構想を立てていく予定です。

●新たなマップの作成

バイクコロージマップは、平成22年度作成したものを基に、同23年度にはさらに情報を追加して充実させました。

今年度は、エリアを絞って自転車を電車で乗せて移動する「サイクルトレイン」やレンタサイクルが利用できる箇所、駐輪場の有無などを取り入れたマップを作成中であり、3月中に発行する予定です。

問い合わせ先

総務企画課
地域整備課
産業振興課



第5回 **介護者のつどい** のご案内 (体操教室)

豊郷町では、現在家族などの介護者を対象に日頃の疲れを癒したり、よりよい介護の方法などを学ぶ『介護者のつどい』を定期的に開催しています。

第5回の介護者のつどいは、体を動かして心身のリフレッシュを行う“体操教室”を企画しました。

介護者の方であれば、どなたでもご参加いただけます。みなさん、お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

日 時：1月30日（水）午後1時30分～午後3時30分

場 所：豊郷町隣保館 地域振興室

参加費：無 料

持ち物：お茶、タオル

その他：事前に申込みを行ってください。

申し込み・お問い合わせ先：

豊郷町地域包括支援センター（役場1階）

☎35-8057



介護保険よりお知らせ

要介護認定者の障がい者控除について

介護保険において、要介護認定を受けている65歳以上の方のうち、身体障がい者手帳の交付を受けておられない場合でも、一定の要件に該当する場合には、障がい者控除対象者として認定され、所得税法上および地方税法上の障がい者控除の適用が受けられます。

確定申告等において、所得税や住民税等の控除を受ける場合は、「障がい者控除対象者認定書」が必要です。

「障がい者控除対象者認定書」の発行および詳しいことについては、保健福祉課までお問い合わせください。



問い合わせ先 保健福祉課(介護保険係) ☎35-8116





「はたちの献血」キャンペーン

1月1日から2月28日の2ヶ月間は、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心に献血へのご理解とご協力をお願いしています。

今年のキャンペーンのメッセージは

『献血はからだひとつでできるボランティア』です。

ちょっとの時間とちょっとの勇気さえあれば、特別な人でなくても、誰かの命を助けられる「HERO」になれる、だから気負わずに献血に来てほしい…ということを呼びかけています。

滋賀県では献血センター（長浜市）と滋賀県赤十字血液センター（草津市）で献血することができます。



メタボリックシンドローム 予防教室を実施して



12月1日豊栄のさにおいて、生活習慣病予防対策部会では「メタボ勉強会」を参加者30名（うち男性3名）で開催しました。塩分を減量した「メタボ予防献立」の調理実習後「メタボ」に関する勉強および先生おふたりの指導の下で“健康いきいき体操”を実施しました。

今日の勉強会に参加して、いつまでも健康でいられる様、日々の食事の見直し・適度な運動を心掛けてほしいと思います。

参加して頂いた方、有難うございました。次回開催時には多くの町民の皆様のご参加をお待ち申し上げます。
健康推進員 生活習慣病予防対策部会 森 睦子



メタボになるとどうなるの？

過食や運動不足など不健康な生活習慣が原因で、お腹まわりにつく内臓脂肪が過剰にたまってくると、
血中脂質や血圧を上げたり、インスリンの働きを低下させ、高血糖を招きます。

内臓脂肪の蓄積を放っておくと、メタボリックシンドロームから動脈硬化が進行し、狭心症 や心筋梗塞、
脳卒中などの命にかかわる病気を突然発症し、生活機能の低下を招きます。

そうならないために、普段の生活習慣の見直しと改善を行い、余分な内臓脂肪を身につけないことが大切です。



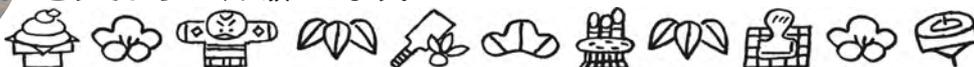


新年あけましておめでとうございます!

～・～本年もどうぞよろしく お願いいたします～・～



新しい年を迎え、今年1年が皆さまにとっていい年でありますよう心からお祈り申し上げます。子育て支援センターも5回目のお正月を迎えました。その間、たくさんの親子の方にご利用いただきありがとうございました。今年も昨年以上に皆様に愛され喜んでいただけるよういろいろ工夫して前進しようと張り切っています。子どもたちの健やかな成長とお母さんたちの笑顔が私たち支援センターの職員の願いです。今年も力一杯頑張りますのでどうぞよろしくお願い致します。



お正月あそびを楽しみましょう!!

1月の支援センターのあそびは、『お正月あそび』を中心に考えています。「えっ赤ちゃんには無理」と思っていないですか? 赤ちゃんにも遊べるものがいっぱいあるのですよ。お母さんと一緒に楽しく遊べるもの「絵合わせ」「こま遊び」「たこあげ」などにも挑戦しましょう。



2月は、「まめまき」の行事をします!!

支援センターでは、ちょっと早いけど、1日に『豆まき』をします。心の中にすんでいる悪い鬼を退治してやさしい心がいっぱいのお母さんになってほしいから・・・みなさんもぜひ参加して豆まき行事を楽しみましょう。(申込不要)今回は、食育教室も兼ねていますので、2倍楽しもうと計画しています。



子育てひろば「ぞうクラス」では、「プレゼントブーツ」を作ってサンタさんからのプレゼントをいれてもらいました。パーティでは、自分たちでケーキづくり! 楽しくておいしい一日でした。



子育てひろば「うさぎクラス」では、お母さんと一緒に、「クリスマスキャンドル」を作りました。とってもステキに出来上がりました。おやつは、「雪だるまカレー」でした。



子育てひろば「ひよこクラス」では、お母さんに「アンパンマンブーツ」を作ってもらいました。とってもかわいいと好評でした。おやつは、「クリスマスパフェ」でした!



支援センターの「クリスマス会」は、たくさんの親子が集い、ダンス・楽器あそび・パネルシアター等楽しい時間を過ごしました。サンタさんからのプレゼントは、お菓子でできたレイでした。

